

命を守るために！ シートベルト・チャイルドシートを 着用しましょう！

山梨県の
一般道
後部座席着用率
38.7%
2020警察庁・JAF調査



山梨県の
高速道路
後部座席着用率
63.3%
2020警察庁・JAF調査

※2020年チャイルドシートの着用状況調査は未実施

2020年の交通事故による死者でシートベルト非着用者のうち、着用していれば助かったと認められる人の割合は100%！

後部座席シートベルト非着用の危険性

1. 車内で全身を強打する可能性があります
2. 車外に放り出される可能性があります
3. 前の席の人が被害を受ける可能性があります



7、8月は「全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間」です。

毎月14日は「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」です。

全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動実施要領

1 目的

交通事故被害を軽減させる効果の高い全席シートベルト・正しいチャイルドシートの着用について通年の徹底運動として推進するとともに、毎月14日の着用推進の日や、7、8月の重点期間を中心に、広報啓発と指導取締りを連携させて実施する等、運動の総合的かつ効果的な展開を図る。

2 主 唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体、協賛機関・団体

4 実施期間 通年

5 運動の内容

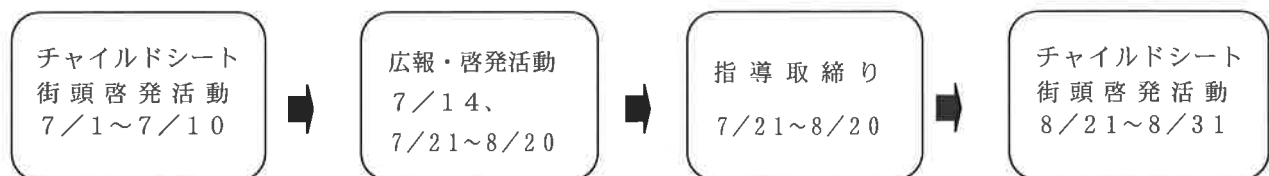
関係機関・団体等は、次の事項を踏まえ、それぞれの実態に即した運動を実施するものとする。

(1) 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」キャンペーン

「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」である、毎月14日を中心に、広報啓発活動及び街頭指導等を実施する。

(2) 重点期間の設定

7、8月の2ヶ月間を重点期間とし、同時期に実施する「夏の交通事故防止県民運動」と連動させながら、広報啓発、指導取締りを組み合わせた効果的な運動を展開する。



○具体的内容

(1) 広報啓発

実施主体	具体的内容
山梨県交通安全対策本部 山梨県交通対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日（毎月14日）におけるキャンペーンの実施 ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動重点期間（7月、8月）におけるキャンペーンの実施 ○ 新聞広告の掲載 ○ 広報車による巡回広報 ○ マタニティ教室等で普及・啓発活動を行う ○ 啓発ビデオの貸し出し ○ ホームページでの広報啓発

市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日（毎月14日）におけるキャンペーンの実施 ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動重点期間（7月，8月）におけるキャンペーンの実施 ○ 広報紙（誌）・広報車・有線放送・回覧板等による広報啓発 ○ 啓発ビデオ放映（ロビー・待合室・交通安全教室・各種イベント等） ○ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ○ 職員及び関係機関・団体への運動趣旨の周知徹底と協力要請 ○ 庁舎内駐車場利用者への着用の呼びかけ ○ 自治会・町内会等への周知徹底と協力の要請 ○ 各種交通安全教室・イベント等の実施
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日（毎月14日）におけるキャンペーンへの参加・協力 ○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動重点期間（7月，8月）におけるキャンペーンの実施 ○ 機関紙（誌）等による広報啓発 ○ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出 ○ 職員（従業員）及び家族に対する着用の呼びかけ ○ 構成組織への運動趣旨の周知徹底 ○ 各種会合・研修会等を利用した着用の呼びかけ

（2）指導取締り

各警察署において、上記重点期間中等、広報啓発活動と連携させて、シートベルトの着用義務違反及びチャイルドシートの使用義務違反の指導取締りを重点的に実施する。

（3）チャイルドシート使用普及街頭啓発活動

各市町村において、保護者が園児を送迎する時間帯に、チャイルドシートの使用を呼びかける街頭啓発活動を行う。

各市町村は、実施日及び実施内容を期日までに事務局へ報告し、事務局は取りまとめのうえ、啓発用資料として、市町村、報道機関等に公表する。

県においては、後部座席のシートベルト・チャイルドシート使用普及啓発活動を行う。